### 要項第20号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会ボランティアセンター運営要項

(目的)

第1条 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会(以下「本会」という。) ボランティアセンター(以下「センター」という。) は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり実現に向け、住民の連帯意識の高揚とボランティア活動・住民活動の自主的・協働的な推進を目的として運営する。

### (事業)

- 第2条 センターは、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。
  - (1) ボランティア活動に関する啓発及び普及
  - (2) ボランティア活動に関する育成、養成及び研修
  - (3) ボランティア活動に関する相談、援助
  - (4) ボランティア活動の登録及び調整
  - (5) ボランティア活動における相互の交流
  - (6) ボランティア活動の調査・研究及び情報提供
  - (7) ボランティア活動と住民活動のネットワーク形成
  - (8) ボランティア保険加入促進
  - (9) 福祉教育の推進
  - (10) その他, 第1条の目的を達成するために必要な事業

## (職員)

第3条 センターには、ボランティアコーディネーター他必要な職員を配置する。

(ボランティア室)

- 第4条 ボランティア活動者が気軽に利用でき、コミュニティの広がりを図れるよう、次のとおりボランティア室を設置する。
  - (1) 設置場所

本会本所

小美玉市上玉里1122番地 (玉里保健福祉センター内)

本会小川支所

小美玉市小川2番地1 (小川保健相談センター内)

本会美野里支所

小美玉市部室1106番地(四季健康館内)

# (2) 利用者の範囲

ボランティア室を利用できるものは、主に市内においてボランティア活動、地域支え合い活動を推進している個人・団体とする。

(3)利用時間

ボランティア室の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、本会会長(以下「会長」という。)が特に必要があると認めた場合は、これを変更することができる。

## (4) 休室日

ボランティア室の休室日は、次のとおりとする。

- (ア) 土・日曜日
- (イ) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規 定する休日
- (ウ) 12月29日から翌年1月3日までの日
- 2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要があると認めた 場合には、この限りでない。
- (5) 利用料 ボランティア室は,無料とする。
- (6) 利用申込

ボランティア室を利用するときは、2カ月前から3日前までの期間内に予約するものとする。ただし、会長がボランティア室の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(7) 利用者の義務

ボランティア室の利用に際しては、会長の指示に従わなければならない。

(研修)

第5条 ボランティアコーディネーターは、資質向上のため各種研修会等に参加するものとする。

(委任)

第6条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。